

「エコナ関連製品」をめぐる議論の現在までの経緯

- ① 平成9年1月、花王株式会社より「エコナクッキングオイル」について特定保健用食品（以下「特保」という。）の表示許可申請があり、厚生省（当時）は、特別用途食品評価検討会（当時）の審議を経て、平成10年5月、表示を許可した。
- ② 平成12年6月、同社より「エコナマヨネーズタイプ」について特保の表示許可申請があり、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会へ諮問が行われた。
薬事・食品衛生審議会では、新開発食品評価第一調査会及び新開発食品調査部会における審議を経て、平成15年6月、「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、厚生労働省へ答申。その際、「発がん性を示す所見は認められず、（発がん）プロモーション作用を引き起こすとの報告もないが、念のために、（発がん）プロモーション作用を観察するため、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を行うこと」と付記された。
- ③ 平成15年7月に食品安全委員会が発足したことを受け、同年8月、「エコナマヨネーズタイプ」につき、厚生労働省から食品安全委員会へリスク評価の諮問が行われた。
食品安全委員会は、審議の結果、同年9月、「薬事・食品衛生審議会において行われた、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考える」旨答申するとともに、「DAGに係る追加試験については、結果が分かり次第、食品安全委員会にも報告されたい」と付記された。
これを受け、同月、厚生労働省は、「エコナマヨネーズタイプ」の表示を許可した。
- ④ 平成17年9月、厚生労働省は食品安全委員会に対し、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について諮問を行った。
以降、食品安全委員会ではリスク評価の審議を継続中である。
- ⑤ 本年7月、厚生労働省より食品安全委員会に対し、DAG油中に不純物としてグリシドール脂肪酸エステルが高濃度で含まれることが判明した旨報告があり、食品安全委員会において、そのリスク評価も併せて行われることとなった。